

平成28年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成28年9月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 惠 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
8 番	宮 澤 芳 雄		9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保		11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作		13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市		19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介		21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎			

欠席議員（1名）

7 番 飯 嶋 正 利

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂

行政改革推進課長	浪川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

事務局職員出席者

事務局 長	阿曾 博通	事務局 次長	花澤 義広
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（平野忠作） 通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（5番 宮内 保 登壇）

○5番（宮内 保） おはようございます。議席番号5番、宮内保です。

平成28年第3回定例会において、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。
通告の順序に従いまして一般質問を行います。

8月に入って、台風が平均を上回るペースで発生し、相次いで日本列島に上陸し、異常な天候が続いております。北日本の記録的な大雨に対し、西日本は少雨高温と対照的です。台風が連続して上陸した北海道は、降水量が平均の250%を超え、観測史上最多となったとのこと。千葉県も何回もの台風で、田畑の作物への被害が懸念されております。また、台風10号では、北海道、岩手県が甚大な被害を受けました。そして、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日でも早くの復旧復興をご期待するところであります。

そのような中ではありますが、私の質問は大きく3項目、8点の質問を行います。

それでは、1項目めの東日本大震災の復旧復興について質問いたします。

初めに、復旧復興事業の進捗状況について、県は過日東日本大震災の復興の枠で進めた

107の事業のうち96事業が完了し、進捗率は89.7%に達し、残る11事業のうち九十九里海岸の津波対策事業は2018年度に完了させる方針との発表がありました。また、液状化被害を受けて、地盤復旧が必要になった世帯への支援は2017年4月まで延長し、住宅再建資金の利子補給事業は2016年までの延長を行うとのことでありました。そのような中ですが、旭市では5年半が経過し、順調に復旧復興が行われていると思いますが、主な実施事業と今後行われる事業の進捗率についてお伺いいたします。

次に、2点目としまして、震災時の土地の状況について。

飯岡地区では、震災によって旧国道から海側の県道までの間、住宅が取り壊され、何も建っていない更地が多く点在しています。現在、どのくらいの件数が取り壊され、何か所ぐらゐがそのまま放置され、更地になっているのかお尋ねいたします。

続きまして、3点目としまして、イベント等への復興分として補助金を増額しているが、平成28年度予算の主な事業名と増額の補助金についてお伺いいたします。

4点目といたしまして、震災を今後どのように継承するのか。防災資料館や被災者の皆さんがボランティアにより震災の教訓を後世に伝えることに対して、市としてどのように支援していくのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めの文化財について質問いたします。

1点目の文化財の保護について。

文化財は地域の歴史であり、文化でもあります。また、これらを保護し、伝承していくことはいわば地域のきずなを守ることであると思います。市内にある文化財には、国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財など、数多くあると思います。市内にある文化財の件数と、どのような区分の文化財があるのかをお尋ねします。

次の2点目の文化財の継承について。

数多くある文化財の中には、神楽など歴史的な伝統芸能がありますが、高齢化が進む中、後継者不足や資金不足などが考えられます。伝統芸能の保存、継承に対してどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、3点目の農業委員の改選について質問をいたします。

初めに、農業委員の選出方法の変更と、農地利用最適化推進委員の新設について、4月1日に改正農業委員会法が施行されました。今回の法改正で、農業委員の選出方法は農業委員会法の制定以来続いてきた公選制から市町村議会の同意を得て市町村長が任命する選任制に変更されました。また、合議体として意思決定を行う農業委員に加え、担当地区の現場活動

を行う農地利用最適化推進委員が新設されますが、どのような方法で選出するのかお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、女性農業委員の選出について。

女性農業委員は現在2,572名、全体の7.2%と、前回の2011年の改選後より502名、1.5ポイント増加し、1人以上女性がいる農業委員会数は1,179と、6.9%にまでなったとのことです。特に、女性農業委員については政府の男女共同参画基本計画において、2020年までに指導的地位にある女性の占める割合が少なくとも30%程度になるように期待されています。地域農業のマスタープランの策定においては、検討会メンバーに30%以上の女性の参加が要件化されるなど、女性のさらなる増加が大いに期待されるところであります。次回の農業委員の改選でどのようにして女性農業委員の登用を図るか、またどのような取り組みを進めるかをお尋ねいたします。

以上、3項目、8点の質問をいたします。なお、再質問につきましては自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保護議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮内議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうから東日本大震災の復旧復興について、現状、進捗状況について総合的な、全般的な部分についてお答えしたいと思います。

旭市では、東日本大震災から一刻も早い再建を図るべく、平成23年度から平成27年度を計画期間とした旭市復興計画を平成24年1月に策定し、復旧復興に取り組んでまいりました。

旭市復興計画では、被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりの四つの基本方針のもとに、計125の具体的事業を掲げました。この125事業についての平成27年度末における進捗状況であります。117事業、率にして94%の事業が完了または順調となりました。

一方では、進捗状況に遅れが生じている主な事業もありまして、主なものとしまして、津波避難道路の整備、津波避難公園、いわゆる築山の整備、そしてまた海岸への開口部の防御施設、これは県の工事でありますけれども、まだまだ残っている所があります。

避難道路と築山整備の進捗状況につきましては、この後担当課長より説明させますが、両事業とも、現在事業用地の取得を進めているところであります。また、海岸の開口部の問題

につきましては、県の海匠土木ともいろいろと連携を図りながら、県の進捗状況を聞いているところでもありますけれども、先ほど議員からおっしゃられましたように、平成28年度一部着工、飯岡地区の矢指川近辺の周りの開口部を工事を始めるということになっているように聞いております。いずれにいたしましても、海匠土木、県との交渉を少なくとも28年度、29年度に終わらせるように市のほうからも要望しているところでもありますのでご理解いただきたいと思います。

なお、復興計画の期間は平成27年度末で終了ということになっておりますが、こうした遅れが生じている事業など、復興計画期間終了後も継続して実施すべき事業につきましては、昨年度末に策定した旭市総合戦略に継承し、引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうから津波避難道路の進捗状況についてお答えいたします。

津波避難道路について市のほうでは2事業に取り組んでおりまして、横根三川線と椎名内西足洗線です。

初めに、横根三川線整備事業について申し上げます。

横根三川線につきましては、横根海岸から国道126号まで1.3キロを計画し、整備を進めている道路であります。現在、飯岡中学校の前面道路部分約240メートルにつきましては、先行して整備し、供用を開始しているところです。その他の部分につきましては、県警との交差点協議、税務署との事前協議を経て、用地買収に着手しているところであります。今後も、さらに用地買収を進めるとともに、その取得状況により随時工事を行ってまいります。

次に、椎名内西足洗線整備事業について申し上げます。

本路線は、椎名内から西足洗地先まで約3キロメートルを整備するものであります。現在、県警との交差点協議、用地の買収に伴う税務署協議が調いまして、用地買収のための交渉に着手したところであります。

いずれにしましても、この事業についても、関係地権者皆様のご理解とご協力をいただき、早期の完成を目指し、鋭意取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは（1）の津波避難施設築山整備事業の進捗

状況につきましてお答え申し上げます。

津波避難対策の一環といたしまして、矢指地区へ整備を進めておるわけですが、この候補地の選定、それから住民説明会、基本設計は終了しております。現在、実施設計、それから詳細な測量業務を進めておりまして、今後は用地買収に伴う税務署協議、これを今月中に行いながら用地買収のための交渉を進めていくということになります。早期完成へと進めてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それと併せて、（４）の震災の教訓の継承につきましても、総務課でございますのでお答え申し上げます。

各種ボランティアの皆さん、さまざまな形で継承のご尽力いただいているところであります。これらの活動につきましては、これまでも復興支援事業の補助金であるとか、それから市民まちづくり活動の支援事業補助金を活用いたしまして、例えば津波被災者支援の会等に助成してまいったところであります。

あと、市では東日本大震災の記録と集積及び情報発信を旭市防災資料館におきまして継承していきたい、そのように考えています。その活動の中で、ボランティアの皆さんが必要な資料や映像、それから機材などの提供、貸与を行いながら、側面からもバックアップしていきたい、そのように考えています。また、花と緑で旭を元気にするプロジェクト活動、それから石笛の里プロジェクトなどのまちづくり活動を行っている団体についても、先ほどの助成をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、（２）被災地域の土地の状況、それと（３）のイベント等への復興関係補助金について、企画政策課のほうからお答え申し上げます。

まず、（２）のほうですが、現在何件が震災により住宅を取り壊して、そのまま更地のまま放置されているのかというご質問です。

その放置された件数につきましては、正確な数値は持っておりません。さらに、飯岡地区だけの把握ということができないことから、液状化も含めた旭市内全体で国の被災者生活再建支援金制度により、支援を行った世帯数でお答えしたいと思います。旭市内全体でこの制度により、348世帯が住宅を解体しております。このうち同じ場所に再建したというケースですが、93世帯ありました。差し引き255世帯が更地のままであるということになるかと思えます。ただし、この数値につきましては、店舗ですとか倉庫などは支援の対象外ですの

で、考慮しておりませんのでよろしくお願いします。

それと、3番目の質問のイベント等への復興関係です。補助金を増額していますが、28年度の予算の主な事業名と増額の補助金というご質問です。

平成28年度のイベントへの復興関係補助金について申し上げますと、復興分として補助金を増額しているイベントの主なものとしましては、旭市七夕市民まつりに250万円、いいおかYOU・遊フェスティバルに220万円、あさひ砂の彫刻美術展に170万円を増額して交付しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうからは大きな2項目めの文化財についての

（1）文化財の保護について、そして（2）の文化財の継承についてお答えいたします。

初めに、（1）の文化財の保護についてであります。

市内にある文化財の件数と、どのような区分の文化財があるのかというご質問にお答えいたします。旭市には、130の指定文化財があります。その内訳としましては、国指定である大原幽学関係が2件、県指定文化財は無形民俗文化財や有形の建造物など14件、市指定文化財は建造物などの有形文化財や有形、無形の民俗文化財、史跡や天然記念物など合わせて114件となっております。

次に、（2）の文化財の継承についてであります。伝統芸能などの保存、継承に対してどのように考えているのかということでございます。

初めに、指定文化財である伝統芸能などの無形文化財につきましては、保存、継承のために申請のあった団体に文化財保存事業補助金として、市から補助金を交付しております。今後とも、有形文化財の保護と同様、伝統文化の保存、継承は重要なことでありますので、支援してまいりたいと考えております。

また、県指定文化財の場合、無形文化財の伝承事業や用具の修理などが県の補助事業の対象となる場合があります。なお、県の補助事業を活用した場合に対する市の補助金交付要綱の制定について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） それでは、私のほうから3項目めの農業委員の改選についてお答えいたします。

最初に、（１）の農業委員の選出方法と農地利用最適化推進委員について、農業委員、農地利用最適化推進委員はどのような方法で選出するのかというご質問に対してお答えいたします。

農業委員並びに農地利用最適化推進委員の選出方法につきましては、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、募集を行うこととなります。農業委員につきましては、原則過半数が認定農業者、また年齢、性別に偏りがないように配慮しなければならない、さらに農業分野以外の中立者を１人以上入れることとなっております。なお、農業委員は、議会の同意を経て市長が任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとなります。

続きまして、（２）の女性農業委員の選出についてお答えいたします。

次の農業委員の改選で、女性農業委員の登用を図る取り組みをどのように進めるのかというご質問に対してお答えいたします。

農業委員会等に関する法律第８条第７項において、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと定められており、旭市としても女性農業委員の登用が望ましいと考えております。現在、委員定数と併せ、委員構成についても検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○５番（宮内 保） それでは、震災の復旧復興事業についての再質問を行います。

震災被害で水路や河川流域が大きな被害を受けたと思われます。津波遡上が心配される水路や河川にはフラップゲート、逆流防止扉を取りつけるようではありますが、事業は今年度中にできるものなのか、また、設置した場合、管理はどのように行うのかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、河川開口部の津波対策の進捗状況と管理についてのご質問にお答えいたします。

河川開口部の整備については、津波の遡上対策としてフラップゲートを設置する予定の河川や水路は、旭市の海岸地域で１０か所あります。そのうち、本年度は横根地先の矢指川開口部の工事を予定しております。今月に契約する見込みと海匠土木事務所から聞いております。ほかの９か所につきましては、順次設計等を進め、平成３１年の完成を目指しているとのこと

であります。

また、今後の管理につきましては、千葉県と各河川及び水路の管理者と協議を行いまして、管理区分等について今後決定していくこととなっております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、震災によりまして液状化などの理由で道路が破損、陥没した箇所がありましたが、市道につきましては改修が行われ、もとの状態になったと思われますが、しかし私道や私道排水路についてはいまだに改修されない箇所が見受けられます。先日の局地的な大雨や台風等の影響による大雨などで冠水する被害があったと聞いております。市としての対策はどうかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私道や私道の排水路の冠水対策についてのご質問にお答えいたします。

旭市では、平成23年度から平成25年度まで、東日本大震災による被災私道補修事業補助金の活用により、震災で被災した私道等で舗装や排水施設の改修工事を行い、22件の実績がありました。現在、利用できる制度といたしましては、旭市私道整備助成事業補助金交付要綱がありまして、この制度は限度額が150万円を上限といたしまして、工事費の2分の1の補助を行い、私道の補修等に活用していただく制度であります。

しかしながら、議員より私道やその排水施設では、いまだ改修されていない箇所もあり、局所的な大雨や台風等の影響によりまして、一部で冠水する被害もあったとのことあります。これらにつきましては、旭市私道整備助成事業補助金制度をご活用していただきまして、早期の改善に向け、今後取り組んでいただければと考えております。

これらの補助制度につきましては、広報あさひや市のホームページ等で周知を図ってまいりますので、今後ともよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、続きまして、県は住宅再建資金の利子補給事業は2016年度まで延長するとのことありますが、旭市では今まで住宅再建資金の利子補給は何件あったか、また今後住宅再建を予定している人は何件ぐらいあるかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、住宅再建資金利子補給事業の今までの件数、それと今後の予定ということでお答えいたします。

この事業ですけれども、平成23年度に事業を開始いたしましてから、昨年までの5年間で101件の申請がございました。

それと、今後の予定でございますが、この事業は開始の23年に42件、翌年の24年度に34件ということで、2年間で76件の申請がございました。それ以降は大きく減っておりまして、数件程度ということで推移してまいりました。平成27年度につきましても2件の申請でした。こういったことから、そしてまた今年度は今のところ申請がございません。そういったことから、今後申請があったとしても、数件程度ではないかというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、続きまして、震災地の土地の状況について再質問いたします。

現在、何も建っていない更地については草木が茂り、景観上も防犯上など危険な箇所が見受けられますが、市としてはどのように所有者に対して指導を行っているのか質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 被災地域で更地となっている土地所有者に対する指導ということでございますが、環境課からは空き地管理という観点からお答えいたします。

市では、環境美化推進に関する条例を定めまして、市民の住環境を守り、住みやすいまちを目指しております。空き地については、ごみの不法投棄の防止、有害虫の発生防止、また火災等の事故防止のため、土地の所有者、管理者に適正な管理をお願いしているところでございます。

具体的には、広報あさひや市のホームページ等でお知らせしているほか、草等が伸びてしまつて周辺の住民から草刈り等の要望が出されている土地の場合は、所有者に通知をした上で改めて適正な管理をお願いしているところでございます。したがいまして、被災地域の更地への指導というご質問ですけれども、ほかの地域と同様に土地の所有者、管理者において、適正に管理をしていただくようお願いしていることになります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、震災で被災してこのような更地になったわけでありますので、復興基金等を充当して、少しでも被災者の負担の軽減になる対策をとっていただきたいと思います。市としての対策はどうかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） お答え申し上げます。

国の被災者生活再建支援金制度、それから県のほうの液状化等被害住宅再建支援金、旭市津波被災住宅再建支援金により各種の支援を現在行っております。具体的には、住宅を建設または購入し、支援を行った世帯数ということで回答させていただきますと、旭市内全体で合計で218世帯へ住宅の建設または購入として申請を受け、支援金を交付しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、イベント等への復興分の補助金につきまして再質問いたします。

各種イベントについては、市内はもちろん、市外、県外からも多くの来訪者がおります。事業を実施する場合、復興分の増額補助金は実行委員会にとりましては大きな財源です。災害復興基金を充当していると聞いておりますが、いつまで増額していくのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 増額分がいつまでかというご質問です。

千葉県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、これを原資としまして、旭市災害復興基金を活用して現在支援を行っているという状況です。この基金の運用ですが、平成32年度をもって終了することとされております。したがって、現在行っている旭市七夕市民まつり、いいおかYOU・遊フェスティバル、あさひ砂の彫刻美術展などの主要なイベントにつきましては、引き続き平成32年度まで支援していく考えであります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、これから平成29年度の予算編成作業が始まると思います。イベント等について、毎年、市外、県外から大勢の来訪者があり、この夏のYOU・遊フェスティバル、あさひ砂の彫刻美術展、七夕市民まつりなど、特に大変なにぎわいでありました。来年も、現在の事業を同様の内容で継続して実施するためには、来年度以降も今まで同様の支援をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、課長からお話がありましたように、基金もあるということですので、32年度までは現在と同じ額を補助していきたいと、そのように思っております。よろしくをお願いします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 支援のほうをよろしく願いいたします。

それでは、震災を今後どのように継承するのかについて再質問いたします。

今回、9月10日に、東総文化会館で震災で甚大な津波被害を受けた旭市飯岡地区を若者の力で勇気づけようと、今年成人式を迎えた当時の飯岡中学校の卒業生たちがプロジェクトを立ち上げました。被災状況を伝え、将来を考えるイベント、「震災から五年～見つめ直そう 私たちに出来る事～」を開催するとのことでした。若い人たちが多くの人に被災状況を知ってもらい、自分たちがどうしていくべきか考えてもらうイベントにしたいとのことでした。

このような活動を若い人たちが行っていることは非常に素晴らしいことだと感じております。市として、どのような協力を行っていくのかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、市としてどのような協力を行っていくのかというご質問であります。

市でも、大変素晴らしい企画であると認識しておりますので、このイベントを共催するとともに、市内小・中学校及び公共施設へのチラシの配布や市の広報紙、ホームページなどで周知を行っているところであります。また、そのほかにもチケットの販売や補助金を交付するなどの支援をしているところであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） どうかよろしく願いいたします。

災害は忘れたころにやってくると言われています。震災で、甚大な被害をこうむった地域でなくては分らないと思います。その教訓を今後防災活動に生かすためにも、地域でいろいろな活動をしている方に対して支援を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほどお答えいたしましたとおり、復興支援やまちづくり活動、これらの助成を通じて支援を行っているところであります。そのほかにも、自主的に地域全体で防災を進めていただくこと、これは自助ということで非常に重要であると思います。そのため、市ではそういう活動をされる方々、区や自治会などの日常生活圏域を単位とした自主的な防災活動を行う組織などに補助金を交付いたしまして、自主防災組織の結成や活動を推進しているところであります。

ちなみに、主な補助金の交付の対象となる事業なんですけれども、地域の自主的な防災訓練などの費用、それからヘルメットなどの防災用機材の購入費となっております。平成28年4月1日に、干潟学区の自主防災会が結成されております。この9月25日には、自主防災会主催の自主防災訓練を予定しているということでもあります。さらに拡大していただけるよう、市全体にPRしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは続きまして、文化財の保護につきまして再質問いたします。先の東日本大震災においては、歴史的な建造物などにも被害が及んだと聞いております。貴重な文化財を守り、保護していくためには莫大な経費が必要であり、文化財の所有者や地域だけでは保護していくには非常に困難な状況にあると思います。文化財の改修工事などを行うに当たり、市としての考え方や施策について伺いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、文化財の改修工事などについての市としての考え方や施策についてという質問であります。

初めに、文化財の保護につきましては、伝統文化保存のため、文化財所有者や継承団体へ

の支援を行いながら、地域への愛着が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、保護、保存のための事業についてであります。国指定文化財につきましては大原幽学関係の文化財でありまして、旭市が国の補助事業を活用しながら、県指定文化財につきましてはそれぞれの所有者等が県の補助事業を活用しながら、また市の文化財につきましては所有者等が文化財修理復旧事業補助金を活用しながら、保護、保存に努めております。

なお、県指定文化財につきましては、県の補助事業を活用した場合に対する市の補助金交付要綱の制定について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保護員。

○5番（宮内 保） それでは続きまして、昭和25年に制定された文化財保護法によって、文化財の保存に重点が置かれてきました。その一方で保存を徹底するあまり、保護の対象が文化財そのものであって、その文化財をこれまで保護してきた地域社会が見過ごされてしまい、地域住民と文化財の距離が遠のいていき、私たちの文化財という意識が低下している現状が見受けられます。文化財に対する市民の意識の低下に対する市の考え方について伺いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保護員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、文化財の市民の意識の低下、これに対する市の考え方というご質問であります。

旭市においても、人口減少の中、地域の文化財の保存、継承が困難になってきている状況が見受けられます。今後も、所有者や保存継承団体と連携しながら、市民の文化意識の高揚や地域への愛着が深まるよう、文化財の保存、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保護員。

○5番（宮内 保） それでは、今後貴重な文化財を後世に伝承していくためには、文化財の所有者などに対して維持管理費などを助成する必要があると考えます。文化財の保存、継承については、市は維持管理費などの補助金に対する予算はどのくらいなのか伺いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保護員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、維持管理費などの市の補助金に対する予算はどのくらいなのかというご質問であります。

平成28年度の予算でお答えいたします。文化財保護事務費ということで、文化財の調査や看板の設置、文化財の保存継承団体への補助金など総額で243万5,000円を計上してあります。そのほかにも、飯岡歴史民俗資料館活動費として69万3,000円、大原幽学記念館管理費として635万9,000円、大原幽学記念館活動費として602万5,000円、大原幽学遺跡史跡公園管理費として1,388万3,000円を計上しているところであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、続きまして文化財の継承につきまして再質問いたします。

無形民俗文化財には、祇園太鼓やおはやしなどの鳴り物があります。このような無形民俗文化財は祇園祭や七夕市民まつりなどで披露する機会がありますが、神楽などの伝統芸能は披露する機会が少ないと思います。今後、神楽などの伝統芸能を披露する機会についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、神楽などの伝統芸能、これらの披露する機会についてどのように考えているのかというご質問であります。

神楽やおはやしなどの伝統芸能は、それぞれの地域の特色が表れ、個性豊かな芸能であります。このような伝統芸能の披露の場として、毎年、東総文化会館を会場にあさひのまつりを開催し、神楽なども出演をしているところであります。今年も、今月の25日に予定しております。

また、房総の郷土芸能実行委員会が主催し、千葉県が共催している房総の郷土芸能という公演も県内を持ち回りで行われておりますので、ぜひこのような機会を利用いただければと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは続きまして、文化財に指定されると、煩雑な手続きやさまざまな規制があり、保存や継承に当たり支障を来すといった声も聞かれますが、文化財に指定されるとどのような規制があるのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、文化財に指定されるとどのような規制があるのかというご質問であります。

旭市文化財の保護に関する条例などに基づき市の文化財に指定されますと、教育委員会の指示に従い、所有者等が指定された文化財を管理しなければなりません。

なお、所有者等が変更となった場合、あるいは損傷、盗難に遭った場合、所在を変更する場合、また修理をしようとする時などは、同じく教育委員会に届け出が必要となります。

また、現状変更により保存に影響を及ぼすような場合にあっては、教育委員会の許可が必要となります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 指導のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、農業委員の選出方法の変更と、農地利用最適化推進委員の新設について再質問いたします。

現在、農業委員の定数は公選が20名と各種団体の農協、土地改良区、共済組合、そして議員推薦の7名で、合計27名であります。農業委員の定数、そして農地利用最適化推進委員の定数についてどのくらいの定数を検討しているのかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業委員、農地利用最適化推進委員の定数についてのご質問についてお答えいたします。

改選後の農業委員の定数は、農地面積、農業者数により委員定数の上限が定められており、旭市の上限は19人となっております。

また、農地利用最適化推進委員の定数は農地面積により上限が定められており、旭市の上限は52人となっております。現在、旭市の適正な定数について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、続きまして農業委員は毎月1回の総会で、農地法の3条、4

条、5条の審議をして議決をしております。農地の売買や賃貸借権の許可、転用事務、遊休農地の調査、指導などが主な業務であります。今回の法改正で変更になった改正点と、農地利用最適化推進委員の業務についてお尋ねします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業委員の業務の改正点と、農地利用最適化推進委員の業務についてお答えいたします。

農業委員の業務でございますが、農地の権利移転、転用をはじめとする農地法等によりその権限に属された事項は従来どおりでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、今まで農業委員会の任意業務とされていた担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消が必須業務となりましたので、これらを担う者として新たに設置するものでございます。

農地利用最適化推進委員の具体的な業務でございますが、自らの担当地区において、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進するとともに、遊休農地の発生防止と解消を推進することとなります。

今後は、農業委員と農地利用最適化推進委員は密接に連携し、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくこととなります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、つづきまして、女性農業委員の選出につきまして再質問いたします。

非常に大変難しいとは思いますが、女性農業委員を何名くらいの登用を考えているか。また、農地利用最適化推進委員への任命を考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 女性農業委員を何名くらい考えているのか。また、農地利用最適化推進委員の任命を考えているかというご質問にお答えいたします。

こちらは、繰り返しになりますが、現在委員構成につきましては検討しているところでございます。いずれにしても、男女共同参画を推進するためにも女性委員の登用は積極的に進めていかなければならないと考えております。

今後、推薦、募集に当たり、農業者団体等、関係者に対し、周知説明に努めてまいります。
以上です。

○議長（平野忠作） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、続きまして、現在まで女性農業委員ができなかった要因の一つに、女性は一步下がるという慣習にとらわれ、指導的立場になることをためらう女性自身の意識があったからではないのかなと思っていますが、少子高齢化が進み、農業従事者の半数を女性が占めている時代です。女性の活躍なくしては、農業、農村社会の発展はあり得ないし、農業生産ばかりではなく、家事の切り盛りに忙しい女性が社会参画を果たすには、夫をはじめ、家族の支援が欠かせません。農業者であり、消費者であり、生産者である女性の視点を地域の運営に生かし、また農業施策に反映させるためにも、ぜひ女性農業委員の選出を要望しまして、私の一般質問を終わります。回答の必要はありません。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 宮内保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（平野忠作） 滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成28年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

あれから1週間、迷走台風10号が記録史上初めて東北地方に上陸し、東北、北海道は人命27名を伴う甚大な被害をこうむりました。心よりご冥福、お見舞い申し上げます。復旧には相当な困難が予想されておりますが、政府の速やかな支援を切望いたしまして、一般質問と

いたします。

一般質問は、6件です。市民の皆様に分かりやすく、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。
大きい1として、来年度予算について。

(1) 監査委員の削減について。

中央病院が地方独立行政法人に移行し、直接には監査役の守備範囲が約400億円弱減額されましたが、監査役の減員については執行部は考えているのでしょうか。人口10万人まで基本的に2名ですが、あまりに監査金額が多だということで、1名増員していただいた経緯がありますが、来年度予算に向けた方針はどのようになっているのでしょうか。

(2) 道の駅季楽里あさひの経営計画について。

6月議会でも質問しましたが、3月決算で5月末までに税務申告をしています。株主総会が終わりながら、28年度の事業計画が策定されていなかったというのは、個人企業ならいざ知らず、旭市が7割出資する公営に近い企業です。9月議会にやっと提示されましたが、ビジネスは生き物なので、決算報告、次期事業計画等は6月議会で情報開示すべきだと思いますが、今後の方針についてお尋ねいたします。

(3) 奨学金制度の改革は、国でも29年度予算から奨学金制度の改革を打ち出していますが、6月議会でも質問がありましたが、旭市の制度、受給人数はどうなっているのかお尋ねいたします。事務局は、旭市は既に給付型奨学金を採用しているとありましたが、詳しい説明を求めます。

(4) 特区について。

2013年に始まった国家戦略特区10地域で68の改革事項が始まり、17年4月には成田市で、国内で38年ぶりに国際医療福祉大学が新設されます。また、災害特区とかふるさと創生特区とか、一時ブームのような状態でありましたが、我が旭市はどのようになっているのかお示し願いたいと思います。

(5) 今後の工業団地について。

旭市では、工業団地の遊休地はなく、これ以上の企業誘致は難しいのではないかと思います。雇用なくして人口増加は図られないと思いますが、今後の企業誘致、立地についてはどのような対策を今後していくのかお示し願いたいと思います。

大きい2として、ごみ処理施設について。

鉾子市のごみ最終処分場、これは森戸町ですね。ごみの焼却場、野尻町の迷惑施設と言われる地域に、迷惑料として20年にわたり約3億円近くが支払われるという議題が3首長から

東総広域組合に提案されています。野尻町のごみ焼却場については、地元16区と言いますが、建設地から遠い所で6キロとか3キロとかだそうです。学区全体が迷惑地域となっているそうです。地権者の最終合意を得たいためのばらまきではないのでしょうか。東総広域事務組合議会の全員協議会では、7月19日には旭市と匝瑳市の今のごみの焼却場の跡地に中継基地を造ると言われておりますが、中継基地の周りにも迷惑料を支払うとの説明がありましたが、8月25日では迷惑料の支払いはおのおの旭市、匝瑳市でとの説明に変わりました。同じ迷惑施設なのに、組合で支払うのは銚子地区だけだそうです。議決したわけではありませんが、整合性があるのでしょうか。

これで、第1回目の一般質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、来年度予算、株式会社季楽里あさひの経営計画についてということでお答えをしたいと思います。

来年度の議会への報告の時期について、私のほうから回答させていただきます。

おかげさまをもちまして、多くの皆様に道の駅をご利用いただきまして、第1期目の決算が良好な結果で報告できることを大変うれしく思っております。これも一重に計画時からご協力いただいております建設準備委員会をはじめとする出資団体や出荷者協議会、その他大勢の関係者の皆様のおかげであると、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

議会への報告については、会社が行う初めての決算ということもあり、決算書の作成や事業計画、あるいは予算、そういったものについて慎重に進めた結果、9月議会に提出しようということで取締役会で決定させていただきました。しかしながら、滑川議員のご指摘のとおり、来年度に当たりましては、事業経営状況の報告については、6月議会で報告できるよう、準備して調整していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは来年度予算についてのうち、（1）の監査委員の削減につきましてご回答申し上げます。

まず、監査委員でございますが、市の主に財務に関する事務の執行、それから事業の管理などが法令等に従って適正に行われているか、効率的に行われているかといった観点から定

期監査、例月出納検査、決算審査等の各種監査を実施しているところであります。

地方公共団体の事務事業が複雑、多様化していく中で、監査委員によるチェック機能の充実強化を図ることによりまして、市の財務事務や行政事務が適正に執行できるものと考えております。

監査委員は、それぞれその知識と経験に基づきまして監査を行うことから、より多くの目で監査を行うことがチェック機能として有効であると考えますので、監査委員につきましては来年も現状の3人体制でそのままいきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、旭市の奨学金制度であります旭市育英資金についてお答えいたします。

旭市育英資金の目的は、特に優れた資質を有しているものの経済的理由によって、修学が困難な方に資金を給付し、将来旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにあります。選考に当たりましては、育英資金給付選考委員会を開催いたしまして、学業成績と世帯収入額等について、定められた基準に照らし、給付の可否を審査しているところでございます。

旭市の育英資金は、貸付型ではなく、返還の必要のない給付型であることに大きな特色がありますが、給付額は高校生が月額9,900円、大学生等が月額1万4,400円となっております。平成28年9月現在の育英生は33名で、高校生7名、大学生等26名で、給付額は総額532万4,400円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、特区について旭市では現在どのように考えているかというご質問です。

これにつきましては、現在旭市では、災害のときに震災関係が特区として認定されて、いろいろな効果というか、恩恵がありました。現在では、今後まちづくりをしていく上で、特区が必要になった場合、つまり何らかの規制緩和が必要になった場合には、特区の認定も視野に入れて一つの手段というふうに考えているところでございます。

具体的にここを特区でというような計画は現在ございません。

以上です。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは今後の工業団地について、質問がございました工業団地の分譲が終わり、今後企業誘致をどのように進めていくのかについてお答えいたします。

現在、工業団地の分譲が全て終了しましたことから、国の助成金を活用しました企業誘致を進めています。今年度、東京に本社を置くＩＴ企業で、本社機能の一部を移転して、サテライトオフィスを設置する企業が飯岡地区に進出を決めたところでございます。また、国の地方創生加速化交付金事業を利用しました千葉県の事業でございますが、空き公共施設を活用しましたＩＴ・ベンチャー企業等誘致事業に参画し、雇用の場の確保を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからはごみ処理施設についてということで、広域ごみ処理施設についてお答えいたします。

まず最初に、現在の進捗状況をちょっと説明させていただきます。現在、東総地区広域市町村圏事務組合では、広域ごみ処理施設及び広域最終処分場の整備につきまして、３市の共同事業として、平成33年度の施設稼働を目指して取り組んでおるところでございます。おっしゃったとおり、銚子市野尻町を計画地とする広域ごみ処理施設、また銚子市森戸町を計画予定地とする広域最終処分場につきましては、現在ごみ処理施設等の建設に当たりましては、当然のことですけれども、地元住民の皆様のご理解、ご協力がなければ建設することができません。このような中、施設整備に当たりまして地元貢献策は地元住民に建設の同意をいただけるかの条件となるものでございます。また、行政が積極的にこれらの施設周辺地域の住環境をよくするために努めることが必要なこととして現在事業に取り組んでいるところでございます。

また、地元貢献策の内容についてございましたけれども、東総広域圏事務組合が現在地元住民の皆様と地元貢献策について協議中ということでございますので、公表のほうは私のほうからは差し控えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、地元の範囲のことでございます。事務組合のほうでは、銚子市野尻町地区に計画している広域ごみ処理施設の建設計画に関しまして、周辺地域に与える交通や環境等の影響、また地元住民から要望等を町内会及び組合において調整、検討することを目的としまして、

地元の16町内の代表の方々と構成される野尻町地区広域ごみ焼却施設建設計画対策協議会を設置したところでございます。計画地の位置ですけれども、これは椎柴小学校区の野尻町内にございますけれども、船木小学校区の高田町と猿田小学校区の猿田町が隣接していることから、それぞれの町内との協議を踏まえまして、三つの小学校区の16町内を対象協議会の対象としたということで聞いております。

あと中継施設の関係で、組合で支払うのは銚子市だけということでございますけれども、現在、旭市のクリーンセンターにおきましては、既存の施設ということで、金額的には少ないんですけれども、地元貢献策ということで適用してございます。新しい中継施設の建設につきましては、まだこれから地元と協議をしていくという段階でございますので、その辺についても現段階ではちょっと差し控えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、第1問目から順を追って。

監査委員の削減についてですけれども、現状ということは、ではなぜ私がだいぶ前から求めていた、あまりにも大き過ぎる会計金額だから2名を3名にしたわけですね。ふつう、10万人だったら、2名が普通だというのを3名にしたわけでしょう。だったら、先ほども言いましたように、370億円、売上げ、監査するんですか。それでなかったら、前の方々は2人で800億円近い監査をしていたわけでしょう。おかしいと思いませんか。経費節減であったら、どのように考えているんですか。

じゃ、企画じゃなくて、ぜひ浪川課長にお願いしたいんですよ、行政改革で。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 行政改革推進課長にということでもありますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

まず……

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） 1点だけ、じゃ。この監査委員につきましては、平成26年4月1日に条例設置で3人にしたところでありまして、任期は4年あります。ということは、まだ任期中でありますので、その中で現時点で来年度直ちに減らすという、そういう考えはないということでお答え申し上げたところであります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 任期というのは3年ですか、4年ですか。4年。

（発言する人あり）

○17番（滑川公英） いいです、大丈夫です。

ということであれば、行政改革って、何も必要のないことであれば早く切るのが当たり前じゃないですか。任期があるからって、じゃ、途中で法を改正してでも監査委員を増やしたわけでしょう。だったら、減らすこともできるんじゃないですか。無駄なことはやめましょうよ。答弁はいりませんよ。

○議長（平野忠作） そうすると、滑川公英議員、この件に関しては答えは知らないということではよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） じゃ、先に進みましょう。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、道の駅季楽里なんですけれども、先ほど市長に答弁いただきまして、来年からは機敏な対処をしていただけるということで、どうもありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

やはり、道の駅に出荷している方々については、我々の商品を売っているんだから、情報は早く欲しいという方々がたくさんいるわけですよね。ですから、6月議会でもお願いしましたし、9月には来年は6月議会で決算報告と次年度の事業計画もちゃんと出していただけるということになりまして、どうもありがとうございます。

それで、季楽里あさひのホームページは、ほかのたくさん道の駅のホームページと違い、ホームページ上では詳しい情報はほとんど提供されていないんですよね。だから、2か月たっても10月17日にオープンしますという情報がずっと流れていたし、国交省のホームページでも全然変わっていませんでしたよね。ということは、ホームページにあまりお金をかけたくない、費用対効果を見たら必要がないと思うから、ホームページにあまり詳しい情報を流さないでフェイスブックを見ろという方向に振れていると思うんですけども、そのように解釈してよろしいんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 会社側の判断の質問ということだと思うんですが、市としまし

ては、企画政策課のほうはホームページは新しく最新のものをということでお願いは常に行っています。ですので、当初ずっと開設のホームページのまま変わらなかった、これは事実でございます。最近、月ごとのイベントの内容ですとか、そういったものを徐々に改善はされているかなとは思いますが、議員ご指摘のとおり、まだまだタイムリーでないものが多いかなというふうに思いますので、会社のほうにしっかり伝えていきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ホームページというのは、どこでもそうですけれども、旭市のホームページを見てもらえば分かりますけれども、ちゃんとリンクしているわけでしょうよ。たくさん情報がいっぱいあるわけでしょうよ。課長、見ていますか、旭市のホームページじゃなくて、道の駅のホームページ。ほとんど見ていないんじゃないですか。

情報がないんですよ。フェイスブックに行くところですよ。こういうホームページの作り方というのは、非常識ですよ。だから、そのためにけちっているのかということなんですよ、くどいようですけれどもね。普通だったらホームページを拡充して、フェイスブックにいきましょうよとか、そういうのだったら分かりますよ。最初からフェイスブックで見てくださいというようなホームページというのはどう考えてもおかしいんですよ。

年配の方々は分からないと思いますけれども、ここにいる議員でも若い人だったら分かると思いますよ、ホームページを見ている人は。それは、オライはすぬまでも、この辺のホームページを全部見てくださいよ。直してもう半年以上たっているわけですから、もう10か月以上たっているわけですからね。まして、今後とも1か月に10万人の来客数をお願いしているわけですから、もっと詳しく、旭市のホームページみたいな作り方をなぜできないんですかというのは、もう私、去年の10月から言っているわけでしょうよ。なぜ変えないのか。

（発言する人あり）

○17番（滑川公英） だから、それは先ほどもくどいようだけれども、費用対効果がないと思っているんですから。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 会社のことでありますので、会社の責任者ということでお答えしたいと思います。

ホームページの刷新といいましょうか、情報公開といいましょうか、そういった部分で、確かに遅れているという指摘は、滑川議員から以前からいろいろとありました。役員会でも

そのことについては、ホームページの更新をなるべく早くして情報発信してほしいということを、役員会のたびに言っているわけでありますけれども、その費用対効果、フェイスブックとホームページと、そういったもののことも一応は視野に入れているのかなと、そのような思いもありますけれども、今ホームページの情報が新しくないというようなことを改めてこの次の役員会で管理者のほうに伝えたいと、そのように思います。

企画政策課も役員会も十分そのことは理解をしながら、ホームページの刷新を早くしろというようなことは言っているわけでありますので、徐々にはきっとそういった方向で変えてくると、そのように期待をしながら今やっているところで、指導しているところでありますのでよろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ホームページには、例えば9月から480円くらいで、前後ですか、レストランでもそのくらいの金額で一品料理を提供するというのは出ていないんですよ。でも、フェイスブックのほうに行くとちゃんと出ているんですよ。フェイスブックというのは、誰でも会員になっていれば書き込みできるわけですよ。でも、ホームページというのは書き込みは会員ではできないんですよ。要するに、主催者が書き込むのが当たり前なのに、それをただフェイスブックのほうに頼っているのはおかしいじゃないかと。要するに、お金をかけないで、そこでやってもらっているというだけでしょよ。

金をかけても、やはりホームページは拡充してもらいたいというのが私の考えなんですけれども、そういうように考えているホームページを見ている方々はいっぱいいると思うんですよ。だから、ほかの地区の道の駅のホームページを見ていただければ、いかに旭市が異常かというのは分かると思うので、それは大至急やっていただきたい問題だと思いますが。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員の言うように、ホームページの刷新といいましょうか、更新をできるだけ早くスピーディーにやるように指示をしますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それと、その次の奨学金制度なんですけれども、現在は給付型でやっているという話なんですけれども、じゃ、今まで何人くらいが要するに利子を取ってやっているのか。それで、基金

はこれはあるわけです。もっと広めていただきたいと思うんですよ。それには、やはり行政のほうのアナウンスが足りないんじゃないですか。国は来年度からできないと言っているんですよ、給付型は。それを一足飛びにやっているのに、何でこれをPRできないんですか。これはおかしいと思いますよ。いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 当初より、旭市の育英資金につきましては、給付型ということで実施させていただいているところでございます。

次に、周知につきましては、利用を考えている方に確実に届くように、毎年、市の広報、そしてホームページ等へ掲載しているところでございます。また、市内の各中学校の3年生の生徒に対しましては、進路面談等を利用しまして、学校を通じまして、全員に直接育英生募集のチラシを配布していますとともに、旭市の子どもたちが進学している市内及び近隣の高校17校へも募集のチラシを配布し、周知に努めているところでございます。

旭市の育英資金は、貸付型ではなく、返還の必要のない給付型であることに大きな特色がございますので、募集の際にはこの特色をさらにPRしながら周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今までだと、有利子だったのはどのぐらいの人数で、今、返済がどのぐらいになっているか。もし、それを、まだ返済を受けているのであれば、少なくとも利子は免除するぐらいの更新にさせていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 利子でいわゆる貸付型として運用していましたのは、合併前の旧海上町、飯岡町の奨学金制度でございます。これについて、今、返還が順調にされているところでございますけれども、これについては無利子での貸し付けでございました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今は、ほとんど返済されているのは、元金だけしか返済されていないということでもいいですか、今の旭市は。はい。

それと、中央病院の看護学生なんですけれども、4大卒業生というように限っていますけ

れども、この辺の高卒の方々も結構中央病院の看護学生になっているわけですね。それに対する給付型の奨学金というのは、行政としては考えているので、大学生についてはもう22歳になったらもらえますよということになっていますけれども、18歳については、いや、そうはいきませんよというのが今の状態だと思うんですけども、それを何とか高卒までに広げていただけないものなのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 看護学生の奨学金の質問だと思うんですが、看護学生の奨学生の4大への奨学金は中央病院のほうで奨学金制度をやっています。市の入学支度金の制度を始めたのと同じような時期に、月10万円、年間120万円、4年間で480万円ですか、これを始めています。これについては、市内に奨学金を支援した年数分だけ勤めていただければ免除、つまり4年間奨学金を受ければ、4年間勤めれば返還は免除というような形で中央病院で持っています。

それで、市のほうについてはということです、中央病院がそのような形で看護師確保をしているということから、市のほうでの助成については、入学支度金ということで27年度から一時金として始めたというようなことで、連携をとりながら始めた制度ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

医療関係者は、どっちにしても今はまだ全然需要に対して供給が間に合っていない状態なもので、ぜひとも今後とも拡充の方向でお願いしたいと思います。

あと、4番目の特区についてなんですけれども、前々から言っていますけれども、今年8月には、道の駅の来客数が100万人を突破した季楽里あさひですね。月間で言えば約10万人です。10万人の来客ということは、その辺、今の季楽里あさひの周り、近辺、それから中央病院の近辺については、前々から言っていますけれども、これは今誰が商売をやりたい、ビジネスを大きくしたいと思っても、150坪以外はノーカウントなんです。これを何とかしないことには、例えば、枇杷倶楽部なんか、あの周りは個人のお店がたくさんあるわけでしょうよ。全然展開できないんじゃないですか。旭市の産業の起爆剤として道の駅を造ったわけですが、意外と、じゃ、周りは開発しないようにしましょうというんじゃない、今まで目的と将来が全然相反する方向になっているんじゃないですか。

ぜひ、特区なり、何とかしてでも岩盤規制を突破していただけるような方策は執行部として考えておるのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 特区で農振を外せないかというご質問でございます。

特区の制度なんですけれども、これは実情に合わなくなった国などの規制につきまして、地域を限定して改革し、地域を活性化するための制度でございます。その関係で、地域農業の振興、それから国民への食料安定に寄与するという農業振興地域を除外することは制度上なじまないものと言われております。

それで、国のほうの考え方が示されていますので、それを申し上げたいと思いますけれども、農振地域を除外するためには農振法で定めている要件、五つの要件があるわけなんですけれども、それを全て満たした上で、農業関係者や住民の方々の意見を伺うなどの手続きを経て行うこととされておりまして、こういった手順を踏むことによって農振地域から除外できる場合は特区になじまないものだというような考え方が示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 課長、お言葉ですが、旧旭地区は農振について見直しは一回もやっていないんですよ、合併してから。だったら、そっちは来年度には絶対やってもらいたいですよ。怠慢でしょう。やっていないと、ほかの合併した3町は一回はやっていると思うんですよ、これは大先輩も言っていますけれども。これはやるべきことを先延ばししているわけですから。だったら、やはり126であり、広域農道であり、大正道路であり、大きな所については開発の余地があるのであれば、見直しするのが当然でしょうよ。都合が悪いから、反対があるから、県が何だかんだだから、地元でやりたくないだけじゃないですか。来年にはぜひ見直しをして欲しいと思いますが、農振除外地域の拡大。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 見直しをしてほしいかというご質問でございました。中央病院と道の駅周辺につきましては、議員もご承知のとおり、ストックマネジメント事業ということで、仁玉川の改修を行っているところでございます。そういったところで、すぐ見直しというのも今お答えできないような状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） よく聞こえなかったんです。見直しするのか、しないのか、現状維持のままでいくのか、来年は12年になりますよ。ふつうは5年に一回は農振地域、農振除外地域の見直しがあって当たり前なのに、ただ2回も先送りしているだけの話でしょう。これは怠慢じゃないですかということなんですよ。課長、よく考えておいてください。

○議長（平野忠作） 質問はよろしいですか。答え。

○17番（滑川公英） だって、答えが出ないんだもの。

○議長（平野忠作） じゃ、先にいきますか。

○17番（滑川公英） じゃ、いいですよ。答えが出ないでしょう、だって。もう、来年になったら、2回も、5年5年に見直しになっているのが1回も見直ししないから見直ししていただきたいと言っているんだから、答弁にはそれが答えてこないんだから、これから、じゃ、答弁してくださいと言ったって意味がないでしょうよ。

一番最後の工業団地については、多分今もう工業団地がなくなったから、ソフト型の立地で提供したいということだと思いますけれども、例えば海上中の跡地とか、飯岡中の跡地についてはそういうような企業誘致のソフト型の企業誘致というのはあってもしかるべきだとは思いますが、そうすると相手企業とかそういうことになっちゃうかもしれませんけれども、そういうことについてはどのように想定しておるのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員の質問の空き公共用地、施設だと思いますので、現在、空き公共用地、施設につきましては、活用が決定しておりませんので、関係各課と協議していく必要があると思われます。

以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 旭市は、ほかの市町村と違って、全市域の隅々まで光ファイバーが入っているわけですよ。これは、絶対に売りになると思うので、その辺のこともぜひプレゼンしていただきたいと思います。

それと、干潟、鎌数工業団地の遊正線の東側に白地になっている土地があるんですが、前にも言ったんですが、前は工業団地がいっぱいになったら、そこに展開してもいいな、ないしは社宅を造ってもいいなという方向で20年近く前だか、白地に設定してある

と思いますから、その白地についての今後の方針をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 鎌数工業団地東側の農業振興地域の白地地区につきましては、工業団地造成に伴います住宅用地を想定したと聞き及んでいます。工業団地の造成につきましては、開発行為等の各種手続きに長い期間を要し、かつ土地購入等に多額の費用を要することから、現状では市単独では開発が難しいと思われます。

今後につきましては、進出企業の情報等を的確に収集しまして、千葉県など関係団体と連携し、研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

では、最後のごみの焼却場についてなんですけれども、銚子地区の、11年前に私は何回も質問しているんです。その時には銚子市のごみの排出量というのは、旭市の1.8倍あったんですよ。現在でも人口が減っているにもかかわらず、1.5倍あるんですよ。その当時は、ごみの焼却量、要するに排出量についてはカウントされなかったんですよ、負担金。私は分かりませんが、いつのころからか人口と面積と排出量になっていますけれども、こんな11年たってもほとんど改正ができない。行政とタイアップしているのであれば、これはもう排出量だけの負担金で十分じゃないでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 負担金の件でございます。確かに、現在は人口割り、ごみ割りということで、負担金のほうを決めておるところでございます。銚子市のほうも、確かにごみの量は多いんですけれども、今ごみ処理基本計画の中では、銚子市のほうのごみの減量の計画が旭市の5%に対しまして銚子市のほうでは10%ということで、多い計画を出してそれぞれの市でごみの減量化に取り組んでいるところでございます。

ということでございまして、今後も負担金の件もこれから協議をしまいるというところでございますので、東総広域圏事務組合とともに今後協議をしていくものと思いますので、ろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、3市でこれから建設しようとしているシャフト炉というのは、副燃料と電力と石灰岩というのが、ストーカ炉から比べればらぼうにかかるわけですね。そのほかに、温暖化が言われているCO₂の排出量が既存のストーカ炉から比べると2割も3割も多いと言われていますが、これを採用していますけれども、今計画している処分量というのは1日何トンで、どのくらいの連続運転で、耐用年数を何十年と見ているのか、詳しく皆様にお知らせ願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、計画しておりますごみ焼却施設のシャフト炉の処理量の、処理の規模についてお答え申し上げます。

現在、計画しております施設の規模としましては、1日204トンということでございます。これは2炉ございまして、1炉は102トンということで、この二つの計画でございます。これは、当初は213トンということでございましたが、その後の3市の構成市のごみの減量化等を踏まえて、現在は204トンということで計画しておるところでございます。

耐用年数ということでございますけれども、現在のところは、先ほど申しましたけれども、平成33年度の稼働ということですが、計画としては20年間その施設を稼働するということで計画していると聞いております。20年。

ごみの量でございますか。

（発言する人あり）

○環境課長（井上保巳） 連続は24時間連続ということで。

（発言する人あり）

○環境課長（井上保巳） 大変申し訳ございません。その辺までは、ちょっと私のほうとしては知識がございませんので申し訳ございません。

以上です。

○議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 最終的なごみの量から各市の分担金については、28年度の10月、今の10月、12月までの各市から上がりましたごみの量、そしてまた人口減少がありますので、人口減の問題、あるいはそのほかにもいろいろあるかと思いますが、最終的に28年末で各市の分担金を計算するということになっておりますので、今の204トンの炉の大きさも多少少なくしていこうというような努力をみんなしているところでありますので、10トン違っ

たら相当何十億円というような違いがあるそうですので、それは十分に、炉の大きさを小さくしていくほうへ努力していきたいと、そのように思っております。

そしてまた、この問題はもう銚子市が候補地として上がってからもう6年ぐらいになるわけでありまして、幸いと言いますとちょっとおかしいかも分かりませんが、震災復興特別交付金ということで平成32年までにこの焼却炉を造った場合に、60億円の国からの交付金があるわけでありまして、その60億円を有効に使って、3市での焼却場を造ろうということが大前提でありますので、そういった部分で議員の皆様方にも協力をいただきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長、どうもありがとうございました。

10月に最終的な処分量とか、そういうのが決定するというそうですが、最低でも今のストーカ炉でも30年ぐらい稼働しているのはいっぱいあるわけですね、我々のところもそうですけれども。そうすると、今から20年後についての、今も市長がおっしゃいましたように、人口とかごみの量というのはだいぶ減るんじゃないかと思って、その分を想定してやはりもう1回、例えば204トンじゃなくて、もっと小さくてもいいよとか、お金もかからなくてもいいよ、そういうような方策も考えていってほしいと思うんですよ。

それが、もしシャフト炉であっても、シャフト炉でなくても、ストーカ炉であっても、そういうことをちゃんとしていかないと、無駄になるし、シャフト炉の場合はなかなか溶鉱炉方式ですから、要するに火が落とせないんですよ。2基あるといっても、火がなかなか落とせない。落とせるような方式だっていいわけですよ。本当に、200トンも毎日必要になるのか。今の全国の中でも、例えば産廃まで全部燃やさなかったら、シャフト炉が対応できないという都市が既にできているわけですからね。

その辺を十分に考えた対応は、旭市としても事務局に行っているわけですから、あっちに行っちゃったら、あっちの考えだけでなく、旭市の基本的な考えをやはり一部事務組合の職員の中でも反映させるような方向でぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 旭市としましても、3市と共同でごみ処理広域化を進めていくということには変わりはありません。その中で、職員も確かなに行っておりますので、今後も旭市としての立場、広域としての立場ということを十分協議をしながら、事業のほうを推進して

いきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員に一つ誤解があると思いますので、一言申し上げたいと思います。

炉の方式でありますけれども、これはもう1年も2年もかけてシャフトかストーカかというようなことで議論をしたわけでありまして、3市の全員協議会でも集まってそのことも議論をしていただいたわけでありまして、東広の議会でも一応はシャフト炉方式でいこうということに決定いたしておりますので、各市の議会の皆様方にもよろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

東広の議会ということでもありますので、3市の代表がその議会に来ているわけでありまして、3市の代表の中での決定事項でありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時 5分

○副議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（島田和雄） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤房代 登壇）

○13番（伊藤房代） 議席番号13番、伊藤房代、平成28年度第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、投票所について、2点目、介護保険の申請について、3点目、認知症対策について

て、4点目、ママさんバレーの支援について質問いたします。

まず1点目、投票所について質問いたします。

(1) 投票所の数を19か所から36か所に戻すことはできないか質問いたします。

今年の参議院選挙から、18歳からの選挙権が加わりました。旭市として1,200名の投票人数が増加いたしました。しかし、投票所が36か所から19か所になりました。そして、増えるはずの投票率が、前回の参議院選挙では53.63%、今回は44.62%に下がりました。18歳からの増加人数より高齢者の人口が多い旭市として、投票所が少なくなるのはどうかと考えます。いろいろな方法で投票ができる時代になりましたが、高齢者の多い旭市としては、まだ投票所を少なくするのは早いのではないかと考えます。投票所をもとの36か所に戻せないか質問いたします。

2点目、介護保険の申請について、(1) 申し込み方法について質問いたします。

現在、旭市の65歳以上の人口は1万8,793人います。そのうち要介護・要支援を受けている人は2,887人です。介護保険は、年金より自動的に引かれています。しかし、ひとり暮らしで介護を受けずにいる人口は多いと思われます。介護を受けたくても、申し込みをする方法が分からない人が多いのではないかと思います。どのような状態から受けられるのか、またどうしたらよいのか分からない人がいると考えます。また、私は大丈夫と言った人が1人で家庭で倒れて救急車で運ばれ、寝たきりになったという人もいます。介護保険のお世話になる申し込み方法、また申請の仕方を地域ごとに説明会を開いてはどうでしょうか、質問いたします。また、デイサービスや見回りサービス、お掃除サービス等が受けられるように、地域とのコミュニケーションを図れるように広く説明をしてはどうか質問いたします。

3点目、認知症対策について、(1) 認知症予防について質問いたします。

ひとり暮らしで外にも出かけず、家の中にいてテレビばかり見ている、しゃべることもない60歳以上の人が多くなりました。食事も毎日同じもので、刺激のない生活を送っている人が多くなっています。まず、認知症の始まりは食事をしたかどうかを忘れること、お金がなくなり、とられたと錯覚を起こすこと、また軽い認知は、物忘れがひどくなるということです。

認知症にならないようにするには、外に出て散歩をしたり、自治会とか集会所に集まっておしゃべりをしたり、近況を聞いてもらったりし合って、人とつき合うことが大事だと考えます。地域の自治会館や集会所で、ひと月に1度でも2度でも集まって、お茶を飲みながらおしゃべりをしたりできるように、話し相手になれる人を派遣することはできないか、質問いたします。

4 点目、ママさんバレーに対する支援について、（１）補助金の増額について質問いたします。

今回、海上クラブのママさんバレーのクラブが親善交流大会に出場し、全国大会に出場しました。現在、全国大会等出場者に対する補助金交付要綱第 4 条により、助成金は 5 万円が交付されています。今回の 32 回目の挑戦で初出場、前回大会は千葉県大会 3 位、今年各ブロック予選を勝ち抜いた 32 チームが参加した千葉県大会で優勝し、千葉県代表になりました。メンバーの年齢層は 40 歳代が中心で、36 歳から 68 歳と幅広い年齢層です。また、海上クラブは旭市体育協会内のバレーボール協会に所属しています。婦人バレーボール協会には、海上クラブのほかに 16 チームが所属しています。大会に出場するには、交通費、ユニホームもそろえなくてはなりません。日ごろの練習は別ですが、大きく動くためには交通費も多くかかります。現在は 5 万円の支給金を出してもらっていますが、もう少し支援金を増やすことができないか質問いたします。ますます頑張ってもらって、全国大会でも頑張ってくれるように応援します。

以上で質問を終わります。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総務課のほうで選挙管理委員会事務局、兼ねておりますので、回答させていただきます。1 番目の投票所についてということであります。

まず、投票所の再編につきましては、昨年 12 月の議会全員協議会においてご説明申し上げたとおりでございました。まず、36 投票区につきましては、合併前の市・町の投票区をそのまま引き継いだものであって、市内全域における各投票区の有権者数、それから規模のバランスがとれていない状況がございました。さらに、投票区の一部では、地区集会施設を借用しており、施設の老朽化、バリアフリー化が整っていない点、駐車場が確保できない等、またさらに場所が分かりにくい等の問題がございました。また、ほかの合併した市と比較いたしましても、人口や面積に対して投票所の数は非常に多い状況であったということを踏まえて、小学校区を基本に、投票環境の改善も図りながらということで再編したところでございます。

ご質問の中でも、3 年前の選挙からだいぶ下がったのではないかとということがございましたけれども、3 年前、これは市長選挙と同日選挙であったことを考慮いたしますと、一概に投票区再編のみが影響したということだけではないだろう、そのように考えるところもござ

います。

今後なんですけれども千葉県知事選挙、それから来年度には市長選挙、市議会議員選挙が控えております。これにつきましても19投票区で執行していきたいと、そのように、その予定で考えております。

あと、投票区変更に合わせまして、投票率向上に向けまして、さらなる啓発・周知活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（島田和雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、大きな2番の介護保険の申請についてと3番の認知症対策についてお答えいたします。

初めに、介護保険の申し込み方法ですが、介護保険の申請につきましては、介護保険法第27条の規定により自己申告となっていることから、市といたしましては、第1号被保険者となる65歳到達時に介護保険被保険者証と介護保険のしおりを送付し、申請方法やサービスの利用等、制度の周知に努めているところであります。また、介護保険等の支援が必要と思われる方の早期発見に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への訪問調査、民生委員等との連携による見守り活動、あるいは市内で事業活動を行っている49の事業所の協力を得て、通常業務の中で高齢者の異変に気づいた時には、市へ情報提供していただく高齢者見守りネットワーク事業を行っており、ご自分またはご家族で認定申請ができない方については、身体状況により地域包括支援センターの職員が訪問し、申請の代行を行っております。

地域ごとの説明会につきましては、過去にも集会施設等で介護予防に向けた予防教室等を開催しておりますが、今後はさらに各種サービスに関する相談も含めて、内容の充実を図っていきたいと思っております。

なお、デイサービス等の利用につきましては、介護度により利用できるサービスに上限があることから、ケアマネジャーがケアプランの中で計画することになっておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、認知症予防についてお答えいたします。

話し相手になれる人を派遣できないかというご質問ですが、市では現在、認知症サポーターの養成に力を入れております。そして昨年度においては、養成講座を9回開催し、延べ227人のサポーターを認定いたしました。また、出前講座も開催しており、332人の方々が受講いたしております。

このほか、民生委員と介護事業所のケアマネジャー合同の認知症講演会を年1回、認知症の方を介護する家族の方を対象とした認知症家族交流会を年2回開催いたしました。さらに今年度からは、高齢者が住みなれた地域で誰もが自主的・継続的に参加できる通いの場の立ち上げに向け、取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、これらの方々在今后ご協力を求めていく中で、地域に根差した認知症予防を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、体育振興課よりママさんバレーに対する支援についてですが、8月に福島市で行われました全国ママさんバレーボール大会に旭市から出場したチームに対し、交付した補助金の件をお答えいたします。

この補助金は、全国大会等の出場者に対する補助金交付要綱により、全国大会や国際大会等に出場する個人または団体に対し、自己負担となる交通費の半額を補助するもので、全国大会等においては個人で1万5,000円、団体で5万円を限度額とし、同一年度において1回限りで交付するものです。この補助金要綱に基づき、ママさんバレーボールチームの団体に対し、5万円を交付しております。このような経緯から、補助金の増額についてのご質問ですが、増額の支援ができるものではありませんのでご了承願います。

なお、交付要綱が施行された平成24年度から昨年度まで、実績としては国際大会6件、全国大会2件の計8件、全て個人に対し交付しています。今年度は、現在まで全国大会で2件、内訳としては個人が1件、ママさんバレー団体1件となっています。

以上です。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず1点目の投票所について、投票所の数を19か所から36か所に戻せないかについて再質問させていただきます。

前回の参議院選挙から比べると、千葉県で一番投票率が下がったのはこの旭市で、9.01%下がりました。千葉県下でワースト2位に實質なっていました。やはり投票所の数が減ったことが、大きな影響があったのではないかと感じますが、その辺いかがでしょうか。ぜひとも投票所の数を19か所からもとの36か所に戻すことはできないかお伺いいたします。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 各投票所の投票の状況ということで見てまいりますと、今回統合しなかった所、ここについても、例えば第3投票所でも8.73%下がっている、それから第4投票所、第5投票所でも7.4、それから5.6、それから第8投票所も統合しませんでしたけれども、ここは11.7ポイント下がっているというような状況で、統合した所でない投票区についても相当下がっている状況を見ますと、統合だけがこの下がった原因ではないのかなというふうに感じておるところであります。

特に、今回統合した1投票区ごとの面積なんですけれども、例えば隣の匝瑳市、これは1投票所の平均が6.77平方キロ、旭市が6.87、香取市見ますと、あそこは8.17平方キロメートルということで、その面積から比較いたしましても、今回の投票区統合が面積的に非常に大きなものになってしまったということではないのかなというふうに感じておるところでありまして、そのところはぜひ、このままいかせていただければと思っています。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） しかしながら、千葉県で一番落としてしまったところが旭市ということで、本当に少し時期がまだ、投票所を縮小する時期が、まだちょっと早いのではないのかなというふうに思いますので、ぜひとも検討していただければと思います。

次に入らせていただきます。

2点目の介護保険の申請についてであります。介護が必要でも申請していない高齢者が、まだまだいると思います。もっと積極的に高齢者に対する説明・対応が必要ではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、市では地域包括支援センターの職員を中心に介護保険制度の周知を図っていると同時に、介護費をあまりかけないで地域ぐるみで高齢者の見守りができるように、通いの場の設置を進めております。これは認知症対策のみならず、高齢者対策全般に通じるものであります。市では、今後さらに市の広報等で介護保険制度と通いの場に関するPRを行いながら、支援の充実を図ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、3点目、認知症対策について、認知症予防について再質問させていただきます。

認知症サポーターの養成に力を入れているということでございますが、今年は認知症サポーター養成講座は何回ぐらい実施されているのかお伺いいたします。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 認知症サポーターの養成講座のほうも9回行いました。それ
で参考までに申し上げますと、認知症サポーターは通算で1,826名認定しております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） これからもよろしくお願いいたします。

また、今年度通いの場の立ち上げに向け、取り組んでいるということでございますが、その通いの場についてもう少し詳しく内容を説明お願いできればと思います。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、通いの場の立ち上げに向けた現在の進行状況を申し上げます。

旭市内では、社会福祉協議会の地区社協というのが16支部ございます。これについては、うちのほうでは今、生活支援コーディネーターが1名いるんですが、それとうちのほうの包括の職員を含めまして、各地域に今2名ずつ、総会あるいは行事があるたびに出向いていきまして、今後このようなものを行うということで説明しながら、賛同してくれる地域については積極的に介入していくということで進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

やはり認知症予防には、地域の支えが本当に必要だと思います。しっかり市民と市が一体となって頑張っていたきたいと思います。

次に、4点目のママさんバレーに対する支援について、補助金の増額について再質問させていただきます。

現在、全国大会等出場者に対する補助金交付要綱第4条により、助成額は5万円交付されておりますが、この条例を改正し、補助金を増額するということではできないのでしょうか質問いたします。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） この補助金交付要綱、条例でなく交付要綱でございます。この中で補助金の限度額を決めているものですので、この限度額で不足が生じる、さらにはやはりもっとあったほうがいいというような話であれば、この内容は直す方向での検討も可能と考えております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひとも、この補助金交付要綱第4条により、この助成額の5万円を交付されているその部分を、条例を改正し、増額をしていただければと、今後検討していただければと思いますので、市長、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

○副議長（島田和雄） 市長。

○市長（明智忠直） 確かに12人のところへ5万円、補助する時に少し気が引けたような感じがしました。先ほども議員から話がありましたように、体育振興課長も申し上げましたように要綱でありますので、今後十分いろいろなことを検討しながら、いい方向に向けて変えていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） どうぞ検討をお願いいたします。

また来年、どのチーム、また全国大会に行くかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島田和雄） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○副議長（島田和雄） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をいたします。

立秋も過ぎ、夏期観光シーズンも終わり、実りの秋本番となりました。産業まつりなど多

くのイベントが控えており、これらのイベントの無事故、大成功で終了することを祈っております。

早速、質問に入ります。

最初に、1項目め、防災について2点質問をいたします。

近年の気候は、地球温暖化がもたらす異常気象で、1時間に80ミリ、100ミリといった短時間記録的豪雨に見舞われる地方があります。先日の台風の被害も甚大でありました。旭市は飯岡、海上、干潟地域に飯岡隆起帯と呼ばれる北総台地の急傾斜地があります。旭市では、土砂災害ハザードマップを県のホームページとリンクさせ、市のホームページで公開していますが、この4月に土砂災害ハザードマップの新基準のものを作成する予算を計上しました。

そこで1点目は、土砂災害ハザードマップの新旧の違いを伺います。2点目は、水害ハザードマップについて、今の土砂災害ハザードマップの策定に当たって、旭市の水害ハザードマップと一緒に掲載できないか伺います。

2項目め、環境衛生について2点伺います。

観光で訪れる方にトイレの場所を分かりやすくするのは、小さな思いやり、親切ではないでしょうか。市の発行している観光マップに記入してあればよいと思いますが、1点目に公衆トイレについて、旭市では条例で定めた公衆トイレは何か所あるのでしょうか伺います。

2点目に、旭市は公園がありますが、この公園の附属施設としてトイレがあります。公園トイレは市民から見れば、公衆トイレと同じ感覚があります。そこで、公園のトイレは幾つあるか伺います。

3項目め、公園について3点ほど伺います。

旭市には、多くの公園があります。管理する所管がそれぞれ違っておりますので、1点目、農村公園について、造られた経緯について伺います。2点目、都市公園・市立公園について、造られた経緯について伺います。3点目、児童遊園について、各区ごとに幾つかの遊具を設置してありますが、幾つあるのか、いつごろ造られたものなのか伺います。

最後に4項目め、子育て支援事業について、旭市は子育て支援についてよい評価を聞きますが、旭市子ども・子育て支援事業の内容と目的について伺います。

以上、4項目8点の質問を、1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは1の防災について、（１）、（２）につきましてお答え申し上げます。

まず土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップ、この関係であります。

市内では、急傾斜地崩壊危険箇所が91か所、そのうち県で指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所が49か所あります。そのため、住民が土砂災害に遭わないようにするため、身近に土砂災害警戒区域があること、それから土砂災害発生の恐ろしさを認識し、避難場所を確認するとともに円滑な避難ができることを目的として、平成23年に地域ごとに土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、対象地区約3,000世帯に配布を行っております。併せて市のホームページにも公表しているところであります。

今回新たに作るということなんですけれども、その新旧の違いということではありますが、県では新たに警戒区域の指定のための基礎調査、これを現在行っています。追加指定される箇所、これはまだ何か所というのは明確になっておりませんが、本年度県で追加された警戒区域等を反映させた土砂災害ハザードマップを作成するというのが、今年度の事業になります。ですので新旧の違いというのは、新たに追加された区域が入ってくるということになります。

それと水害ハザードマップ、これを土砂災害のマップの中にと、1枚にできないかということではありますが、実際には水害のハザードマップというのは、旭市の場合には大規模な、大きな河川が新川しかございまして、これも県管理なんですけれども、ここも氾濫するという想定を、県は実はしておりません。ということで、水害ハザードマップを作ること自体がまだできていない、というか実際には小規模な滞水という視点で見ると、そのマップに記すると、例えば点であったり、ほんの小さな丸であったりという、ハザードマップになり得ないものになってしまう。それであれば、実際には排水対策をきっちりとさせて、うまく海に水を流して、逃がしてやる、そのほうが実際には有効になると。ということであると土砂災害のハザードマップと水害のハザードマップを一緒にすること自体は、非常に難しいことになります。

特に、土砂災害ハザードマップは、航空写真を使用いたしまして危険箇所の位置を分かりやすく、その縮尺もやっぱり水害と若干違ってくるということになりますので、その土砂災害ハザードマップの中に洪水のハザード箇所、それを表示することはとても分かりにくくなってしまふのかなという、さらにちょっとちぐはぐなものになってしまう可能性がありますので、それは合わせてというのは、今は想定していないということでもあります。よろしくお

願いたします。

○副議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、2番、生活環境についての（1）公衆トイレについてお答えいたします。

条例で定めた公衆トイレの数ということでございました。現在、公衆便所の設置及び管理に関する条例というもので、西宮公園の公衆トイレを定めております。なお、それ以外にふれあいの海辺便益施設の設置及び管理に関する条例がございまして、こちらのほうで矢指ヶ浦海岸トイレが定められております。また、ガイドマップ等、観光マップ等でトイレの表示ということでございましたが、今確認をしましたけれども、トイレについて記載は現在されてないようでございます。

以上です。

○副議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、ご質問の2点目の（2）の公園のトイレの数、それと3点目の公園、都市公園・市立公園の経緯ということでお答えいたします。

トイレの数につきましては、市立公園のうちの都市公園、こちらのほうに10か所、その他の市立公園ということで14か所、その市立公園以外の場所としましては7か所、合計で31か所、トイレのほうはございます。

それと都市公園・市立公園の整備の経緯ということです。ちょっと大きいお話でちょっと分からない部分もあったんですけども、基本的には昭和29年に旧旭市合併いたしまして、その後昭和33年に現在の中央公園、あちらのほうを都市計画決定いたしまして、34年にそれが完成いたしました。その後昭和35年に、市の人口に対して非常に公園が少ないというようなことで9か所、9公園を追加しまして、市民の福祉増進を図るということで9か所設定しまして、この時で10か所、平成13年に1か所追加決定しましたので、全部で都市公園としては11か所となります。

都市公園以外のその他の市立公園ということで、鎌数の工業団地の造成といいますか造った中で、公園も設置しております。それと農林事業においても設置しております。そういったものを都市公園法に基づきまして、告示しまして都市公園としたと。あと旧三町のほうで公園として整備したもの、そういったものをまとめて現在、都市公園・市立公園としているところです。

以上です。

○副議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私のほうからは、3番の公園についての（1）農村公園についてお答えいたします。

農村公園の造られた経緯についてですが、干潟地域にあります松沢農村公園と鎗木農村公園は、国の農村総合整備モデル事業を活用いたしまして、昭和58年度に完成いたしました。その後、東足洗農村公園、西足洗農村広場が国の農村総合整備パイロット事業を活用しまして、平成4年度に完成いたしました。仁玉のアメニティ公園は、県の農村アメニティ形成事業を活用しまして平成6年度、それから琴田のアグリ・ポケットパークは、県のアグリ・リゾート推進事業を活用いたしまして平成11年度、それから清滝ため池公園は、千葉県の農村活性化事業を活用しまして平成15年度、それから谷丁場まる池公園は、神西川広場整備事業により平成17年度に完成したものでございます。また、市の公園ではございませんが、農水産課で管理しております千葉県のいいおかみなと公園は、平成13年度に完成しております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、児童遊園と子育て支援事業に関する質問について、回答をいたします。

初めに、児童遊園の数というご質問ですが、現在36か所ございます。

次に、設置の時期でございますが、昭和50年代が14か所、昭和40年代が9か所と、昭和40年代、50年代に設置されたものが約3分の2を占めているという状況でございます。

続きまして、子育て支援事業について回答を申し上げます。

計画の内容と目的についてというご質問ですが、旭市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定したもので、市が今後取り組むべき子ども・子育て支援についての方向性を定めています。計画の期間は、平成27年度から平成31年度の5か年です。少子化や子どもを取り巻く社会・環境の変化を踏まえ、安心して子を産み、育てることができ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を目指し、基本理念に「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち あさひ」を掲げています。妊娠期からおおむね18歳未満までの期間の子どもやその家庭を対象とし、基本理念の実現に向けて取り組むべき事業や数値目標などを定めております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず土砂災害ハザードマップについてですけれども、この災害指定区域を新しく指定するに当たって、住んでいる住民の義務とか、それから注意事項、また新しい条例や法律の違いというのはあるのでしょうか伺います。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） これは法律に基づいて指定されますので、特に条例や法律の違いというのではないと思います。ただ平成26年11月に一部改正がありまして、これは広島の土砂災害を受けまして、もう少し住民に対しての危険性を十分に伝えるとか、避難勧告等の基準をもう少しきちっと整備するとかそういったことが、いわゆる体制ですね、それが求められるということになっています。

あと、義務ですけれども、ここに指定された時に、土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域に指定されますと、不動産取引において、警戒区域である旨の重要事項の説明等が必要になります。一定の開発行為の制限、それから都市計画区域外であっても建築確認の制度が適用されまして、居室を有する建築物の構造、これが規制されることになります。ですので、県のほうは当然基礎調査の中で住民説明会、それから市に対する意見照会というのを踏まえて、指定のための告示に至るということになります。

以上です。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい分かりました。

この災害の指定ですけれども、やはり今千葉県、旧でしょうけれども千葉県の、このホームページとリンクさせているわけですね。ちょっと分かりにくい部分があるんですよ。松ヶ谷ですね、あっちのほうはまだ写っていない状況で動かないんですね。ですので、もう少し広域にはっきりと分かるような、そういったホームページを目指していただきたいと、このように思うわけですが、その辺のところは千葉県がホームページを作るわけでしょうけれども、市としてはそのホームページに対していろいろと話をすることは、働きかけはできるのでしょうか。それを伺います。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市のホームページと県、当然リンクはしております。ただ市のホー

ムページの中も土砂災害危険箇所位置図ということで、それは載せてあります。それは、どういったものと言われるとあれなんですけれども、こんな感じで地図の中に場所を全部指定して載せてありますので、これを見ていただけると分かりやすいのかなと思います。わざわざ県の所は、それぞれ県下全ての市町村の指定されている所が載っていますので、そこから探すというのはちょっと面倒なのかなと。市のホームページのほうからいただいたほうがいいのかと思います。ですので、これがもう少し、分かりにくいということであれば、今回新たに指定された箇所を載せる時に、どうすれば分かりやすく伝えることができるか、その辺を勘案しながらホームページに掲載したいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、この災害指定区域が全域にわたって移動できて、ホームページでこう移動するんですけれども、それ以外の先の所が写っていないという状況がありますので、その辺を網羅して、しっかりと載せていただきたいなど、このように思います。

次の水害ハザードマップですけれども、合併前の工事で、改良工事で水害に対してはかなり、合併後もそうですけれども、改良されましたけれども、これ私思うに、土地の性質というのがあると思うんですよ。今まで水害に遭っていたと、いわゆる改良して水害が少なくなったといっても、やはり今のこの状況だと、かなり大雨が降った時に、銚子地方気象台では1時間に100ミリの時に警報を出すという話ですけれども、そういったことを考えると前回の、この間の台風で玉浦川ってご存じだと思うんですけれども、そこがぎりぎりだったんですね。ということは、やはり土地の性格、性質というのがあると思うので、ぜひここは注意しなければいけないという部分は、掲載したほうがいいのではないかと思います。

この間の東北とそれから北海道を襲った豪雨は、かなりの雨が降りました。ですので、決壊しないかするかというのは別としまして、やはりこの状況を見ると、やはり水害があるのではないだろうかというふうに思いますので、ぜひそのところは勘案していただきたいと、このように思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに、近年雨の降り方が本当に異常というような、時間当たりの雨量を記録しています。ですので、今までなかったからこれからはないんだというような、そういう気持ちは、決して持つておるわけではありません。

今、玉浦川がたまたまお話に出ましたけれども、確かに平成4年の時にも何戸か床上浸水

のあった地域でございます。ですので、確かにそこを地図表示すると線になってしまうというのが現実にあるんですけれども、そういった所が確かに冠水しやすいんだというところについては、まずどういう形で水が入っていくかを研究しながら、さらに排水整備計画も建設課等で計画しながらやって、改良してきている状況もありますので、その辺を踏まえて、あとは地図に載せるかどうかというのは、ちょっとうまく載せられるかどうかというところもありますので、その辺はもう少し研究させていただきたいなと思います。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 実は、平成26年9月に当時の総務課長が、いわゆる干潟は、干潟から全部、ほとんど新川に注ぐということで、県の新川の数字が載っておりました。この県が定めた氾濫注意水位というのは2.4メートル、それから氾濫危険水位3.1メートルが設定されているということです。これがさっきおっしゃった、あふれないのではないかというふうに感じていると思うんですけれども、これもちょっと、数字的にはあふれるかあふれないかというのは根拠がないわけですので、ぜひその辺のところも考えていただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。その辺のところはいかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 当然新川があふれた時には、大きな災害が発生してしまいます。その辺の雨量の捉え方、それから危険水位の捉え方、その辺につきましては、県と協議をさせていただきたいなと思います。これまでの経緯を踏まえて、県で危険水位等を設定している部分もありますので、市単独でその所があふれるという主張もできないところもございますので、しっかりと話をしてみたいと思います。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この水害について、当時こういうふうに言っています。今後は、新川を管理する県や土地改良区といろいろ協議しまして、土砂災害ハザードマップを更新する際に水害の関係のシミュレーション、それから水害ハザードマップ等を作成していきたいと考えておりますということです。まだ県と協議をしていないそうですので、ぜひお願いしたいなと、このように思います。

次の質問に入ります。

2項目めの公衆トイレですけれども、この所管が幾つかあると思うんですけれども、維持管理はどのようにしているのかお聞きします。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） トイレの所管についてということでございます。私のほうからは、市で管理している公衆トイレがございすけれども、これのうち公園に附属しているトイレを除いた公衆トイレということでお答えをいたします。

まず海岸線沿いにあります公衆トイレ、こちらが5か所ございます。その5か所につきましては、管理については都市整備課で3か所、商工観光課で2か所を管理しております。また、駅にあるトイレということで、駅にあるトイレが4か所ございます。このトイレは、飯岡駅は生涯学習課、それ以外の旭駅、干潟駅、倉橋駅は環境課のほう、そして先ほどの西宮公園のトイレは環境課でそれぞれ所管をしております。ということで、今現在10か所のトイレをそれぞれの課で、担当課で管理しているという状況でございます。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） トイレの管理ですけれども、このトイレの管理についてどこへ電話していいかわからない状況に、これだけあるとね、なっていると思うんです。だいたい1つの窓口というのはどこが受けているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 現実的には、それぞれの担当課でトイレを管理しているという状況でございます。トイレを、管理を一括化というか、そういうようなお話かとも思います。実は以前に各課でトイレ管理を、一元化を協議したことがございまして、その際も実際一本化には至らずに、現在はその管理方法などの見直しを含め、事務の効率化ということで努めております。ただ、そのような状況の中ですけれども、市民からのトイレの苦情がございす。そういうものに対しましては、たらい回しなどをしないできちんと受け付けをしまして、その後担当課へ連絡するというような対応をしているような状況です。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そういふことですので、今お話を聞きました。次の公園トイレも同じような質問なんですけれども、この維持管理、公園トイレの維持管理はどこが所管しているのかお伺いします。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 公園トイレの維持管理の所管といたしますか、どこがやっているかというご質問です。

公園のトイレにつきましては、公園と併せて管理をしているというような形になっております。それで、都市整備課といたしましては、12公園で15か所管理しております。商工観光課が3公園で7か所、体育振興課が3公園で3か所、そのほかといたしまして農水産課で5公園で6か所をやっております。よろしいでしょうか。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは公衆トイレを含めて、市民はみんな公衆トイレと思って、実はいらんですね。ですので、これはぜひ一本化、一括管理というのはできないものなのか伺います。市長、どうでしょうか。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今それぞれの所管の課でいろいろトイレの管理を、維持管理をしているというような話がありまして、この一般質問の勉強会の中でも、そのことについては少し内部で検討させてもらったわけでありますけれども、管理についてのことと、やはり維持をしていくという、維持管理同じですけれども、それから市民からのいろんな情報受け入れ先というようなことの中で、全部一括してどこかの課に任せるというようなこともなかなか難しいというような部分を聞かされまして、当然市民からの要望とかいろんな意見とか、そういったものを一括してどこかの課で受け入れるという方法では、今後考えていきたいというようなことで、この間勉強会で打ち合わせをしましたので、そういった方向で、これからは市民の要望とか苦情とか、そういったものの処理を一括したところでやっていくというような方向にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） いろんな制約とか交付金、できた時の交付金とかさまざまなことがあるので、それはこちらの、市側のほうの都合であって、市民はやはり一つのものだというふうに考えておりますので、これはぜひ一括管理していただきたいなというふうに思ひます。

それでは、次の公園に移ります。

1点目の農村公園の再質問ですけれども、この維持管理というのはどのようにしているのか伺ひます。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 維持管理につきましては、東足洗農村公園、西足洗農村広場、鎗木農村公園、松沢農村公園、清滝ため池公園のこの5か所は、地元区や地元の管理団体と維持管理業務委託契約を締結いたしまして、清掃や除草、応急処置などをお願いしております。また琴田のアグリ・ポケットパーク、仁玉のアメニティ公園、谷丁場まる池広場、いいおかみなと公園のこの4か所につきましては、業者あるいはシルバー人材センターへ委託し、除草や清掃を行っております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 例規集を見ると、鎗木とそれから松沢ですか、農村公園しか載っていないんですけれども、この辺のところはなぜ例規集に載せなかったのか、その理由はあるんでしょうか。伺います。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 条例に位置づけられている公園につきましては、その二つは国の補助事業を活用して整備したもののんですが、その補助制度の中で維持管理を誰がやるのかを明確にしていかなければいけないということで、条例化したものというふうに伺っております。

以上です。

（発言する人あり）

○副議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） すみません。今も申し上げましたことと逆になりまして、今度はそれ以外のこの公園、東足洗農村公園とか西足洗農村広場、この二つは、これも国の補助事業で、事業名は違うんですが、整備されております。ただその時には、特に条例による設置管理が義務づけられなかったということだと思われま。

以上です。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 一応、農村公園という規定があったものですから、今条例についてちょっとお聞きしたんですけれども、これそうすると、鎗木の農村公園とかは地元でやるという規定になっているわけですね。

そうすると、あそこちょっと分かりづらいんです、この農村公園が。ですので、公園の場所が分かるようにちょっと、何とか立て札か何かやっていただきたいし、また少し草が、行った時には草がすごかったんですよ。ですので、ほとんど使われていないような状況になっているわけですので、もう少しきれいにして近所の人たちとか、または子どもたちが、ちょっと子どもたちが使うといっても気味悪いなと思うんですけれども、東足洗、西足洗はすごい明るくてきれいな公園でしたけれども、そういった所をぜひ、場所を示していただきたいなど、このように思いますけれども、ちょっと分かりにくいというのがありますので、その辺の対策は何か考えておられるのか、お聞きします。

○副議長（島田和雄） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 看板の設置についてでございますけれども、ご指摘のとおり、確かに分かりにくいところがございますので、目的に応じた対応をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、午後2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時20分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次、都市公園でよかったですね。

○議長（平野忠作） 休憩が入ってしまいましたので。

○10番（伊藤 保） （2）都市公園の、市立公園の再質問をさせていただきます。

緑地公園、鎌数の所に、工業団地の中にありますけれども、あそこには市長が自衛隊から借り受けている飛行機がありますけれども、この飛行機の清掃というのは年何回ぐらい行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 緑地公園に展示してある飛行機という、清掃整備というご質問かと思えます。

展示してある飛行機につきましては、展示教育用航空機として昭和51年に海上自衛隊木更津補給処から無償でお借りして展示してある、アメリカからのMAP、軍事援助計画というものの供与品ということだそうです。

飛行機の整備清掃ですけれども、飛行機の展示場、展示してある場所、そこにつきましては職員が巡回・点検等の際にクモの巣ですとか落ち葉ですとかそうしたものについては、随時清掃を行っていますけれども、機体についてはちょっと航空機、特殊なものというようなこともあって、実際市のほうで直接整備等、あるいは清掃、なかなかできていないのが実情です。自衛隊のほうに問い合わせたところでも、機体の整備方法とか取り扱いですか、その辺につきましてはアメリカ製の古い機体ということで、自衛隊のほうでもよく分からないというご回答でした。また、部品なんかはかなり年数がたっていて、ちょっと壊れていたり落ちているものもあるんですけれども、そういったものもないということなので、現状で展示しているというような状況になっております。

機体等修理とか今後必要なことがあれば、また再度自衛隊のほうに問い合わせして検討したいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これ市長、知っておりましたでしょうか。看板に出ているんですよ。緑地公園というから、私行ってみましたけれども、確かに草ぼうぼうで、緑地公園そのものなんですよ。ですので、ベンチもそうですけれども、やはり公園ということであれば、慰霊碑もありますから、そういった意味ではやはり管理をきちっとしていただきたいんですよ。

それで、航空機が展示してある中には入れませんが、ただ外から見ても真っ黒のほこりだらけなんです、上のほうは。ですので、子どもたちが仮にあそこに親と一緒に来た時に、ちょっとがっかりするんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれも借り受けているということです、その辺のところは、少なくとも年1回ぐらいは掃除をしていただければ、また違った意味で人が来るのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次の質問ですけれども、この公園としていろんなさまざまな所管がありますけれども、これも一括管理できないものかお聞きしたいんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 公園の一元管理ということです。

今までも鎌数工業団地で造られた2つの公園、あるいは農林関係で整備した2つの公園、そういったものにつきましては所管替をいたしまして、都市整備課のほうで管理をしているというような状況で、できる部分ではそういった部分をやっておるところなんですけれども、合併後も一元管理について、関係課で何度か協議はしております。そういった中で公園を設置した目的、そういったところもありますので、そういった目的に沿った利用を図るためには、その担当課で管理することのほうがいいんじゃないかと、そういった意見もございました。

今後も公園の利用状況、そういったものを見ながら、一元化に向けて関係課で協議いたしまして取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 公園というと、やっぱり市民はどれも全部同じ公園だと思っておりますので、68ぐらいあるのかな、全部でね。児童遊園を入れてですけれども、児童遊園を除くとかなり数は少なくなってきますけれども、この都市公園・市立公園はしっかりと一元化をしていただきたいなど、このように思います。

3点目の児童遊園に質問を移らせていただきます。

この児童遊園は、維持管理というのはどうしているのかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） お答えいたします。

児童遊園につきましては、中央児童遊園を除き、草刈りや遊具の点検など日ごろの管理につきまして、年間2万円の委託費で地元区にお願いしております。修理や老朽化による撤去が必要な遊具につきましては、市で修繕・撤去を行い、草刈りで出たごみは市が回収し、処分を行っております。中央児童遊園は子育て支援課で直接管理し、草刈りはシルバー人材センターに委託しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この児童遊園ですけれども、私7月の下旬から探しながらずっと歩い

ているんですけれども、全く児童に、使っている人に会わないというのが現状なんです。見ても使っている所と使っていない所では状況がちょっと違いますものですから、あまり使用頻度がないのであれば、36か所ですか、あるので、ぜひ統合して、少しずつ統合していったらどうかと思うんです。時代というのはどんどん変わりますから。

今使用されている公園というのは、ほとんどが道の駅の所と、それから海上と大きな所、文化の杜ですね。そういった所は家族連れで結構にぎわっているんですけれども、あとの所は児童公園でも神社の裏とかお墓の、お寺の中とか全く外から見えない所に設置してあるということで、事件が起きても危ないので、ぜひ区と、管理している区と相談して、撤去したほうがいいのかどうか、その辺のところを聞いていただきたいなというふうに思いますけれども、縮小傾向ということに関してはどう思っておられるのか、その辺のところをお聞きます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 少子化の進行もございまして、おっしゃるとおり児童遊園の数は減少しております。現在も定期的に地元区にアンケート等を行っているんですけれども、今後につきましては、間もなく策定される旭市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づいて、児童遊園の管理計画を策定していくということになるわけでございますが、管理をお願いしています地元区の意向を十分踏まえながら、将来ニーズ、児童遊園の役割などを十分に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひその辺のところは、検討をよろしくお願いいたしますと思います。

最後の質問ですけれども、子育て支援事業について再質問させていただきます。

南分館2階のつどいの広場ハニカムの使用年齢制限というのは、何歳までですか。お聞きしたいなと。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） ご質問のハニカムですが、子育て支援センターでございまして、国の地域子ども・子育て支援事業の中の地域子育て支援拠点事業という位置づけで実施しております。国が定める地域子育て支援拠点事業実施要綱では、事業の内容として乳幼児

及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業としております。そして、主な利用者を乳幼児及びその保護者としております。このようなことから、旭市子育て支援センター事業実施要綱では、利用者を市内に居住するおおむね3歳未満の乳幼児と保護者としております。

交流の場の利用に関しましては、受け入れ体制やスペースなどキャパシティの問題もあり、現状では3歳以下の児童及び保護者を優先としております。平成27年度では、交流の場の利用が1日平均23組ほどございました。このような利用状況の中で、4歳以上の児童の利用が少し難しくなっているという状況でございます。しかしながら、子育て相談などで保護者と一緒に来た4歳以上のお子さんを拒むというようなことは、当然ございません。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 対象外の児童への支援対策というのは、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 就学前の比較的年齢の高い児童、あるいは小学生などを含め、対策はどうかというご質問かと思われまます。

就学前の児童は、年齢が進むにつれまして保育所、幼稚園等の利用率が高まり、子育て支援センターのニーズそのものは逆に低下していきます。しかし、子ども・子育て支援ニーズ調査などでは、未就学児の保護者、就学児の保護者ともに、雨の日に遊べる場所がないという回答も多く寄せられているということも理解しております。

子育て支援センターにおきましても、可能な限り受け入れていきたいと考えます。また、今後児童の利用に限定した新たな施設を整備するというのは、将来的な維持管理を考えますと大変難しいと思われまますので、公民館や図書館などについてもっと児童が利用しやすいか、あるいはその他の既存の施設をうまく活用できないかなどについて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この子ども・子育て支援事業計画、この本の中には、雨の日に遊べる場所がない、また児童館など親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しいと

というようなアンケートが非常に多く寄せられているわけですがけれども、私、東庄町の児童館ありますけれども、東庄町の児童館にちょっと行ってまいりました。いろいろ聞いてみたところ、旭市の利用者が多いというお話を聞いて、ちょっと資料をいただけてきました。

昨年27年度、東庄町の市内の方が1年間、4月から3月で6,208名、旭市は2,313名いるんですね。香取市も346、銚子市が687、その他県内、その他県外含めて9,867名の利用者が1年間にいるわけです。旭市が今、今年はその口コミでかなり広がっておりまして、旭市の利用者が地元の東庄町よりも多くなっている実態があります。環境が非常にいいので、ぜひこの児童館、文教福祉常任委員会の方々は見ていただきたいと思いますけれども、無料ですから、今後旭市内でもこれ、必要ではないのかなというふうに感じますけれども、その辺のところは考えておられるのかどうかお聞きします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 先ほども申し上げましたが、新たな施設というのはなかなか難しいんだらうということで考えております。ただいま議員のご指摘のように、そのニーズがあるということも承知しております。先ほどの繰り返しになりますが、既存施設の活用という中で、うまくできないかということを検討していきたいと考えます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分